

平成27年2月6日作成
令和3年3月19日改訂
令和4年4月1日改訂

認可地縁団体設立の手引

いなべ市役所 総務部 総務課

目 次

I	認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1) 行政区等の法人化	
	2) 法人化の目的	
	3) 認可申請できる団体	
	4) 認可の要件（4つの要件）	
II	認可申請の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1) 認可の流れ	
	2) 必要書類	
	3) 認可と告示	
III	認可後の地縁団体について・・・・・・・・・・	7
	1) 印鑑登録	
	2) 各種証明書の発行	
	3) 不動産登記	
	4) 税の申告等	
	5) 告示された事項に変更があった場合	
	6) 規約に変更があった場合	
	7) 財産目録・構成員名簿の作成	
	8) その他	
IV	不動産登記の特例制度・・・・・・・・・・	10
	1) 特例を受けるための要件	
	2) 申請の流れ	
	3) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料	
	4) 公告に対する異議申し立て	
	5) その他	
V	生産森林組合からの組織変更・・・・・・・・	14
VI	認可の取り消し・解散・・・・・・・・・・	15
	1) 認可の取り消し	
	2) 解散	
	3) 残余財産の処分	
VII	様式、記載例等・・・・・・・・・・	17
	1) 認可申請書（記入例）	
	2) 規約（参考例）	
	3) 議事録（参考例）	
	4) 構成員名簿（参考例）	
	5) 加入申込書	
	6) 保有資産目録（保有予定資産目録）	
	7) 承諾書	
	8) 印鑑登録請求書	
	9) 印鑑証明書交付申請書	
	10) 印鑑登録廃止申請書	
	11) 告示事項変更届出書	
	12) 議事録（告示事項変更届出用参考）	
	13) 規約変更認可申請書	
	14) 議事録（告示事項変更届出用参考）	
	15) 地縁団体台帳証明書交付申請書	
	16) 設立総会議案書一式（参考）	
	17) 不動産登記の特例制度様式	

I 認可地縁団体とは

1) 自治会の法人化

自治会（行政区）は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ、市長の認可を受けることにより法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができます。

以前は不動産または不動産に関する権利等を保有する予定のある団体が認可の要件とされていましたが、令和3年6月の法改正によって不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために設立する場合も認可の対象となりました。

【地方自治法第260条の2 第1項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2) 法人化の目的

法人化の目的の一つに、自治会名義での不動産の登記があります。

従来、自治会等が保有する山林や集会施設などの敷地などの財産管理については、その自治会の名義で登記が出来なかったことから、便宜的に自治会長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記をしなければならませんでした。

その結果として…

- (1)登記名義者の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった…。
- (2)登記名義者が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続きが遅延した…。
- (3)多数人による共有として登記しているため、登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。また、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまう…。

など、様々な問題が生じていました。

このため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会の団体名義で不動産登記ができないことによる保有不動産をめぐるトラブルを防止し、自治会の活動をしやすくするため、自治会に対し権利能力を取得する途が開かれました。

これにより、自治会は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等」を保有するため、市長の認可を受け、法人格を持つことができるようになり、自治会の団体名義で不動産登記ができるようになりました。

※地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可以外の手続きは必要とされません。

（法務局への法人登記は不要です。）

3)認可申請できる団体

- (1) 申請できる地縁による団体は、字等の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。
- (2) 認可の対象となる団体は、自治会（行政区）のように一定の区域に住所を有する人は誰もが構成員となれ、「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体に限られ、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性（例えば、性別や年齢など）を必要とする団体は除かれます。
- (3) 地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために認可をするものですので、現在、不動産等を保有していない、もしくは、これから保有の予定がない団体は、認可の対象とはなりません。

4)認可の要件(4つの要件)

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、**現に**その活動を行っていることと認められること。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、行政区等が現に行っている次のような活動をいいます。

回覧板、会報等での住民相互の連絡／清掃及び美化活動／防災及び防犯活動／町に対する要望等／集会所の維持管理／慶弔／街路灯の設置及び維持管理／盆踊り、お祭り、敬老会等の行事／レクリエーション活動 など

※団体の目的が、スポーツ活動や芸術活動のみというように、活動内容が特定分野のみである場合は、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは解されません。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているかは、自治会の規約に掲げている目的により判断します。

※「現にその活動を行っていることと認められること」は、自治会の活動を示す書類等により確認します。

- (2) 区域（その区域が、住民にとって客観的に明確なものとして定められていること。）

※区域は、その自治会の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。

※区域の表示は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。

※区域は、その自治会が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。

- ①「相当の期間」とは、一般的には、認可申請を行う団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいいます。
（少なくとも1年以上）

②区域は、現に存在している団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。

③団体が客観的にも実質的にも存在しているとう実態が必要です。
※区域が、他の行政区等の区域と重複する場合は、十分に調整して下さい。

- (3) 構成員（その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。）

※構成員は、「区域に住所を有する個人」で、区域に住所を有すること以外には年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。

※区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。

※「相当数」の者とは、その区域の全住民の過半数以上をいいます。

- (4) 規約（次に掲げる事項が定められていることが必要です。それ以外の事項が記載されていても構いません。規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限がありません。）

① 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

② 名称

法律上は、何らの制約ありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合は、それに従う必要があります。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

③ 区域

「○番地から△番地まで」という表示などが考えられます。

④ 主たる事務所の位置

「事務所」とは、地縁による団体について、一を限りに設けられた主たる事務所をいい、この所在地がその地縁による団体の住所となります。事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとするが望まれます。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当の理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかなくてはなりません。構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入及び脱退に係る手続き事項を定めてください。

⑥ 代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。地縁による団体

においては、団体の区域の内部における地域的共同活動を行うことが目的で、対外的取引活動を専らとするものでないこと等から、法人である地縁による団体の対外的代表機関は、代表者一人としています。

⑦ 会議に関する事項

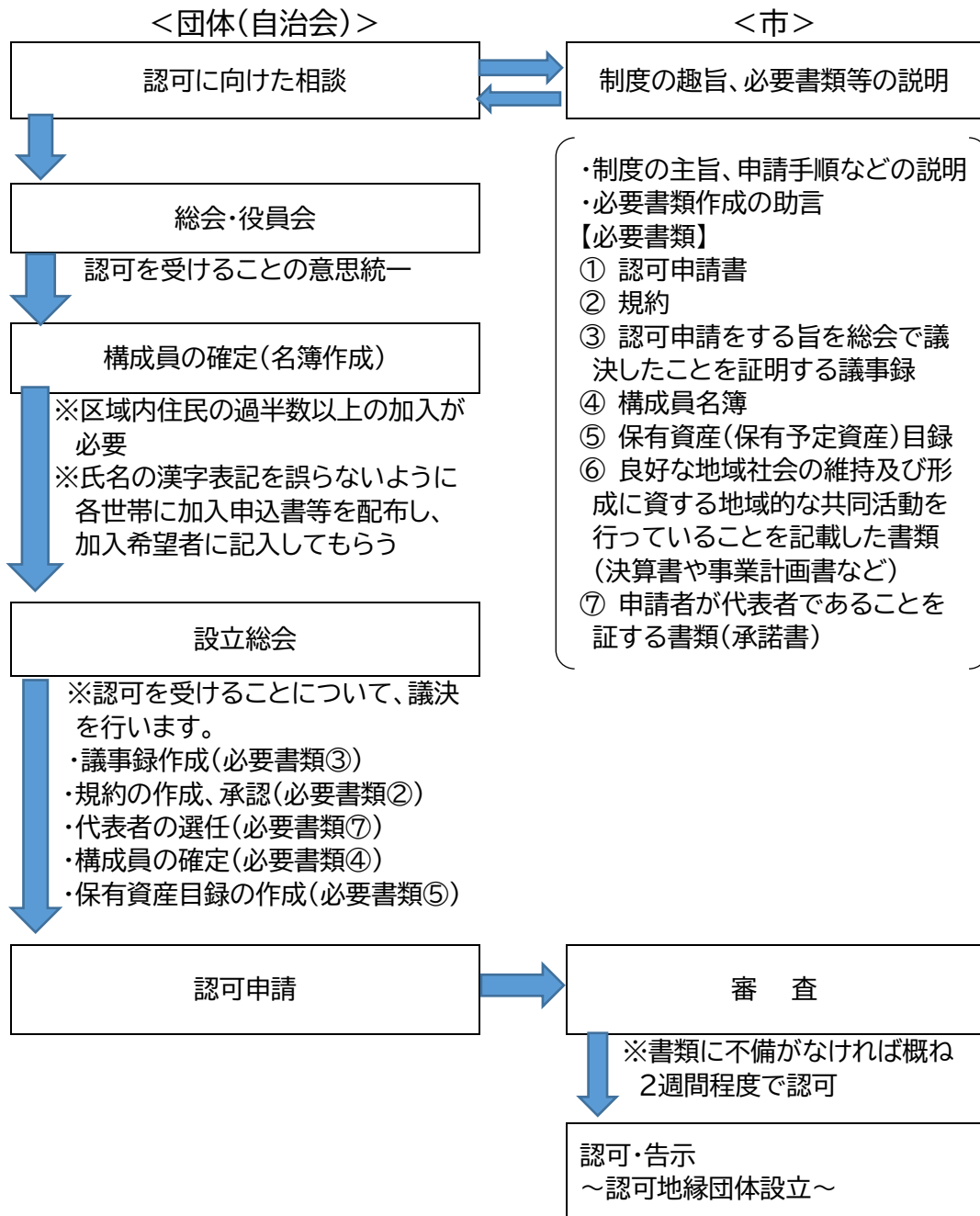
少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。構成員の表決権は、原則として平等です。

⑧ 資産に関する事項

少なくとも資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法も、「（例）この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とする方法も可能です。

Ⅱ 認可申請の手続

1) 認可の流れ



<認可後>

税務署、県税事務所等へ法人設立届の提出、不動産登記など

2) 必要書類

① 認可申請書

認可申請書には、次の②～⑦までの書類を添付してください。

② 規約

規約で定めなければならない事項等があります。

参考例をご参照ください。

【必須事項】ア)目的、イ)名称、ウ)区域、エ)主たる事務所の位置、
オ)構成員資格に関する事項、カ)代表者に関する事項、
キ)会議に関する事項、ク)資産に関する事項

- ③ 認可申請をする旨を総会で議決したことを証明する議事録
総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人等の署名のあるもの。
作成に当たっては参考例をご覧ください。
- ④ 構成員名簿
区域内の全住民の内、過半数以上の者が名を連ねるよう名簿を作成してください。
世帯主のみでは構成員の過半数を満たすことはできませんので、必ず区域内の個人の構成員名簿を作成してください。
氏名の誤記(漢字誤り等)により、確認ができない場合がありますので、名簿の作成に際しては、ご本人に名前の標記等を確認するようにしてください。
- ⑤ 保有資産(保有予定資産)目録
保有する財産または保有予定の以下の資産の記載をお願いします。
資産の所有(予定を含む)が無い場合は、不要です。
(1)土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権
(2)「立木」の所有権及び抵当権
(3)登録を要する金融資産(国債・地方債及び社債)
- ⑥ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類(決算書や事業計画書、総会の資料など)
- ⑦ 申請者が代表者であることを証する書類(承諾書)
代表者の選任について、③の議事録中に記載があることが必要です。
「代表者になることについての代表者本人の承諾書」

3)認可と告示

認可申請書が提出され、要件等を満たしている場合には市長が速やかに認可をし、告示を行います。(告示までの期間は、概ね2週間程度を要します。)
この告示によって、法人格を得ることとなります。
(法務局での法人登記手続きは不要です。)

Ⅲ 認可後の地縁団体について

1) 認可地縁団体の性格

(1) 権利義務

法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。

(2) 税について

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされます。詳しくは、「5 税の申告等」をご覧ください。

(3) 任意的組織団体(地方自治法第 260 条の2第6項)

認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であり、法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は監督や検査等、一般的監督権限を持ちません。

(4) 個人の加入(地方自治法第 260 条の2第7項)

正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。

(5) 不当な差別(地方自治法第 260 条の2第8項)

民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。

(6) 政治利用(地方自治法第 260 条の2第9項)

特定政党のために利用してはいけません。

2) 印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。

不動産の登記手続きなど、法令に基づいて提出を義務付けられている場合には「印鑑登録証明書」が必要となります。

登録申請を行うときは、次の書類が必要です。(代理人による申請の場合は、告示事項において代理人を置くことを定めたうえで、委任状が必要となります。)

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者の印鑑(いなべ市に印鑑登録をしてあるもの)
- ③ 印鑑登録カード(印鑑登録番号を確認するため、また③の印鑑登録証明書を公用交付する場合に必要です。)
- ④ 登録をする団体の印鑑
- ⑤ 申請者本人であることを確認できる書類
(運転免許証、マイナンバーカード等)

〈注意〉登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ・ゴム印その他の変形しやすいもの
- ・印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影が鮮明でないもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるもの
- ・かつて存在した団体の印鑑 (例「●●生産森林組合」など)

3)各種証明書の発行

(1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。
証明書交付請求書により請求して下さい。
証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

(2) 印鑑登録証明書

登録している団体の印鑑および代表者の印鑑(市に登録している印鑑)
印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。
(代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。)
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により申請して下さい。
証明書の交付手数料は、1通につき300円です。

4)不動産登記

認可された団体名義で不動産登記ができるようになります。
登記の際の必要書類等、手続きの詳細については、法務局にお問い合わせください。

津地方法務局 桑名支局 電話 0594-32-5961(代表) 32-5363(登記)

5)税の申告等

税務署、県税事務所、市役所市民税課へ「法人設立の届出」をそれぞれ提出してください。

桑名税務署 電話 0594-22-5121

三重県桑名県税事務所 税務室 電話 0594-24-3611

いなべ市 総務部 市民税課 電話 0594-86-7794

認可地縁団体は、地方自治法第260条の2 第16項の規定により、法人税法第2条6号に規定する公益法人等とみなされます。認可地縁団体の各種税金の取扱いについては以下のとおりです。

なお、減免措置を受けるためには、申請手続き等が必要となりますので、詳細については、それぞれの問い合わせ先にてご確認ください。

税の種類		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	課税
	固定資産税	課税 ※用途により減免措置あり	
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※用途により減免措置あり	
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	

※収益事業の範囲は、法人税法施行令第5条で34業種が定められています。収益事業に該当するかについては、税務署へお問い合わせください。

【問い合わせ】

市税	いなべ市 総務部 市民税課	☎ 0594-86-7794
県税	三重県桑名県税事務所 税務室	☎ 0594-24-3611
国税	桑名税務署	☎ 0594-22-5121

6) 告示された事項に変更があった場合

代表者の変更など、告示された事項に変更があった場合は、告示事項変更届出書及び変更があった旨を証する書類(総会の議事録の写し)に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

7) 規約に変更があった場合

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が告示事項に該当する場合には、市長の認可後、「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)

※変更後の規約の効力発生は、市長の認可後となります。

8) 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受ける時及び毎年1～3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。財産に増減があったとしても、市に報告する必要はありません。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

9) その他

通常総会の開催

- ・代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- ・総会の招集は、少なくとも5日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。
- ・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

IV 不動産登記の特例制度

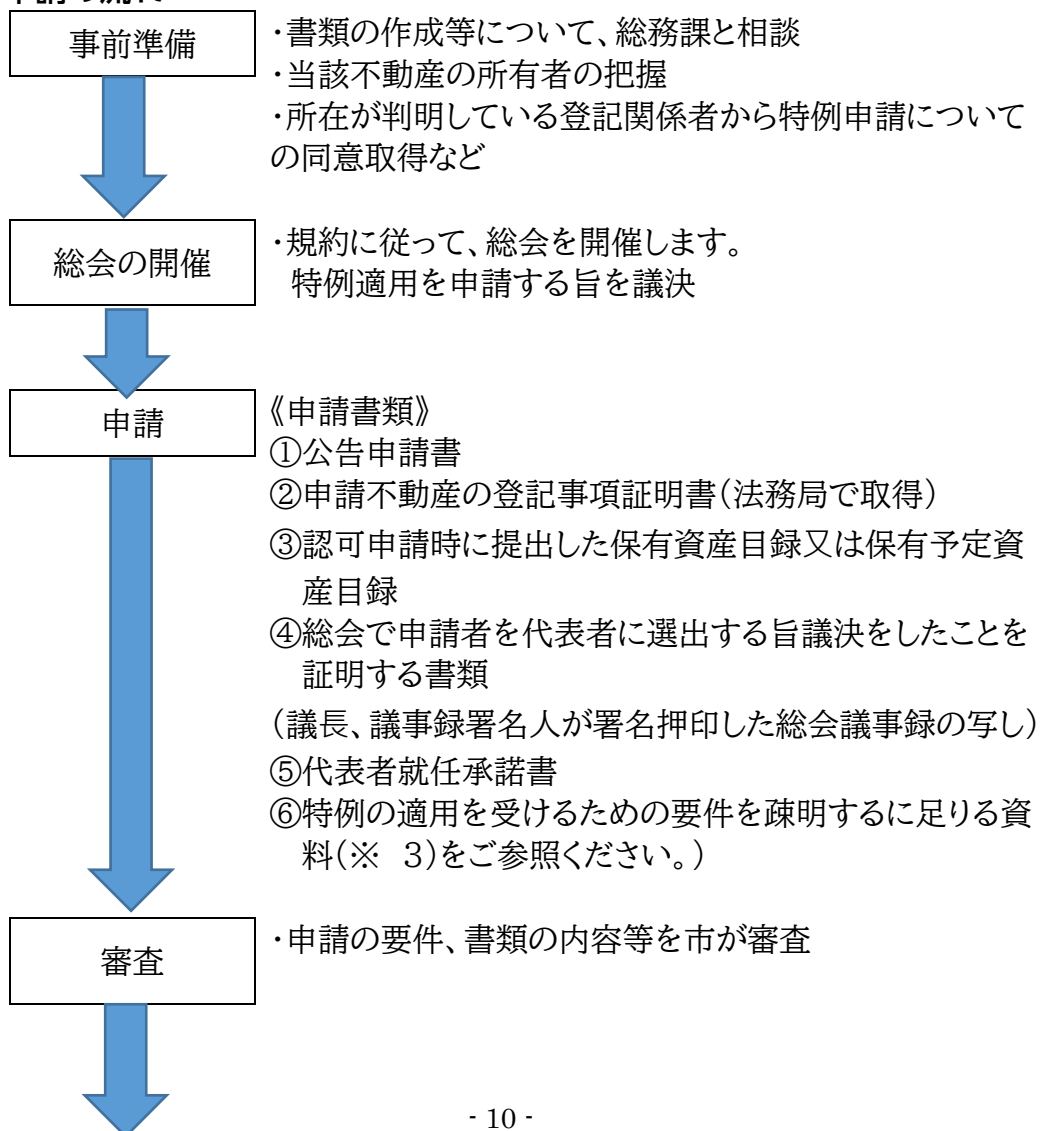
地方自治法の改正により、平成27年4月1日から、認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例制度が設けられました。

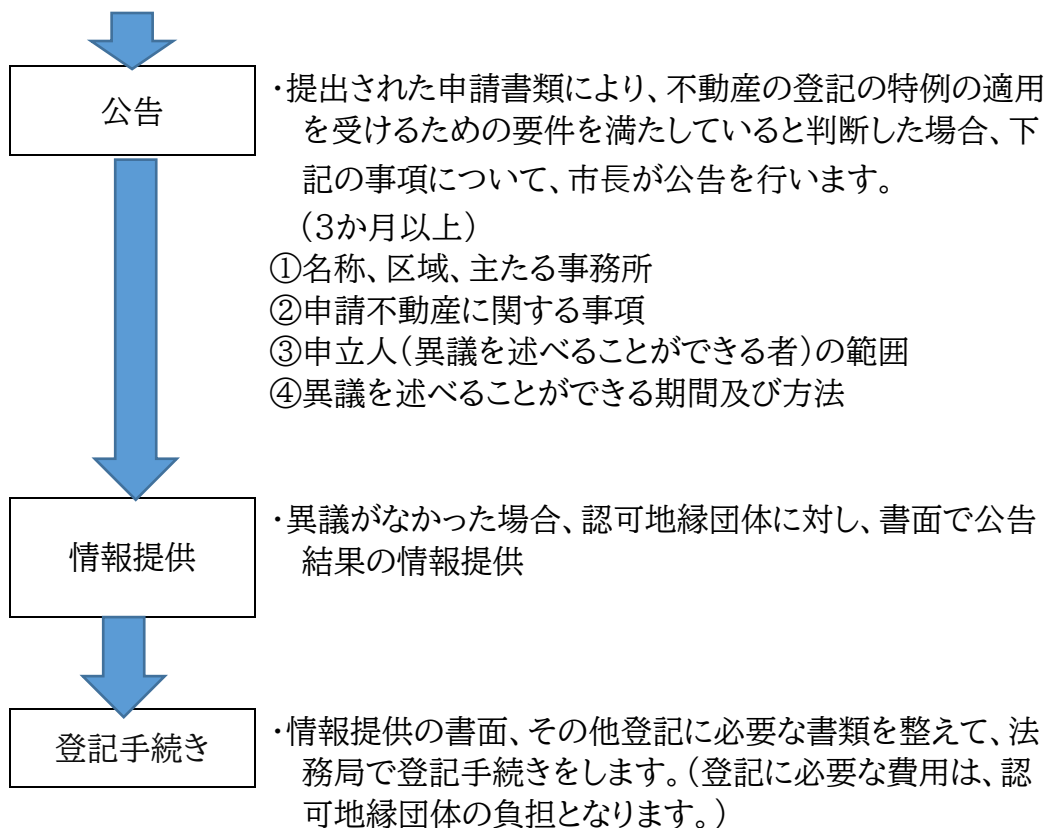
認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿の登記名義人の所在が知れない場合や、既に亡くなっており、相続登記がなされていないなど、所有権の保存又は移転の登記に関する手続きが困難なものについて特例を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市長が一定の手続きを経て、証明書を交付することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

1) 特例を受けるための要件(全て満たすこと)

- ① 認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- ② 認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- ④ 登記関係者(相続人を含む)の全員又は一部の所在が知れないこと。

2) 申請の流れ





3) 地方自治法第260条の38 第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

認可地縁団体が、特例制度を申請する場合の疎明事項は以下のとおりです。

- 疎明事項① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
 疎明事項② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

- ☐ 公共料金の支払領収書
- ☐ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ☐ 旧土地台帳の写し
- ☐ 固定資産税の納税通知書
- ☐ 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

上記の□の資料が入手困難な場合

- 入手困難な理由書
- 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
- 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等

疎明事項③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。

- ☐ 認可地縁団体の構成員名簿
 - ☐ 市区町村が保有する地縁団体台帳
 - ☐ 墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地の場合)等
- 上記の□の資料が入手困難な場合
- 入手困難な理由書
 - 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面等

疎明事項④ 当該不動産の登記関係者(当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないこと

- ☐ 登記記録上の住所の属する市町村等の長が、当該市町村等に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面(不在住証明書)
- ☐ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面
- ☐ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※ なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましい。

4) 公告に対する異議申し立て

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。

異議申し立てがあった場合は、町が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨通知します(地方自治法第260条の38 第5項)。

これにより、認可地縁団体の公告を中止することになります。

〔必要書類〕

- ☐ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書(様式集34ページ)
- ☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐住民票の写し

☐その他市長が必要と認める書類

5) その他

特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものです。不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

V 生産森林組合からの組織変更

組合員の高齢化や不在化等により活動が低位となり、組合自ら森林の経営事業を行いうる体制を維持することが困難になってきている場合があります。

このような生産森林組合について、組合所有の森林を引き続き所有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態へ移行を望む場合に、生産森林組合から認可地縁団体に組織変更を行う制度が創設されました。

（平成29年4月1日施行）

組織変更認可については、三重県知事が行うため、手続きの詳細に関しては、三重県四日市森林事務所へお問い合わせください。

（三重県四日市農林事務所 森林・林業室 林業振興課 059-352-0655）

VI 認可の取り消し・解散

1)認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2)解散

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。

解散は、市長に対して届出(市長による解散告示)、及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

※官報による公告(記事掲載)には概ね10万円程度の手数料が必要となります。
(文字数による)

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可が取り消されたとき
- ④ 総構成員の4分の3以上の決議があったとき
(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ⑤ 構成員が欠けたとき

3)残余財産の処分

原則として規約で定める方法で処分されます。

※構成員個人への分配は認められておらず、同種の他の団体へ帰属させてください。

処分されない財産がある場合は、市に帰属されます。

(地方自治法第260 条の31)

様式・参考例

令和 年 月 日

いなべ市長 様

許可を受けようとする地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

(自書もしくは記名押印)

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

記入例

令和 年 月 日

いなべ市長 様

許可を受けようとする地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ●●●自治会

所在地 いなべ市●●町■■■ 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ●● ●● (自署もしくは記名押印)

住 所 いなべ市●●町■■■ 番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
議事録の写し
- 3 構成員の名簿
自治会区域の過半数を超える名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - (ア) 年間事業計画
 - (イ) 決算内訳書
 - (ウ) 収支予算書
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
承諾書

●●●自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、住民相互の協調により、地域的な共同活動を推進し、良好な地域社会の維持と一層の発展に資することを目的とする。

解説【必須事項】 ※第5条（事業）を含む

広く地域的な社会的共同活動であることが必要です。

「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」を目的としていなければ、認可されません。（法第260条の2 第2項第1号）

(名称)

第2条 本会は、●●●自治会と称する。

解説【必須事項】

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。

(区域)

第3条 本会の区域は、いなべ市●●町内の別表に示す区域とする。

解説【必須事項】

「その区域が、住民にとって客観的に明らかなもの」として定める必要があります。つまり、河川や道路などで区域が画されているなど、容易に自治会などの区域・範囲がわかる状態であることが必要です。具体的には、「○○○の全域」や「●●番地から■番地までの区域」など、客観的にその区域がわかるような表現にする必要があります。（法第260条の2 第4項）

※区域は、当該団体が相当に期間にわたって存続している区域の現況に因らなければなりません。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、三重県いなべ市●●町■■番地に置く。

解説【必須事項】

この所在地が、団体の住所となります。団体の活動記録を整理、保管したり、会議場所としての機能を考慮すると、当該地区にある集会施設に事務所を置くのが望ましいでしょう。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の連絡及び情報の提供。
- (2) 美化、清掃等、区域内の環境の整備。
- (3) 道路、水路、水道等生活環境施設の新設改良の促進。
- (4) 山林、集会所その他の財産及び施設の維持管理。
- (5) 文化遺産の保存管理と伝統行事の継承。
- (6) 行政関係機関、地域諸団体との連携強化。
- (7) 住民の健康の増進と福祉の向上に関すること。
- (8) その他第1条の目的達成のために必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

解説【必須事項】

「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」が必要です。

つまり、その区域に住んでいるという事だけで、会員になれなければなりません。年齢や性別などの条件を会員資格として定めることは出来ません。

※「相当数」とは、一般的にその区域の全住民の過半数をいいます。

(会費)

第7条 会員は、本会において別に定める会費を納入しなければならない。

解説

必須事項ではありませんが、会の運営にとって重要な事項ですので、「総会において決する」などと規定することが望ましいです。金額を直接明記しても構いませんが、その場合、金額を変更するたびに、規約の改正を総会で図り、さらに市長へ規約変更認可申請を行わなければなりません。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

解説

入会申込書の様式などは、役員会などで定めることが適当です。提出先についても、会長（自治会長）ではなく他の役員としても構いません。

入会はいくまで個人の自由な意思に基づく必要がありますので、強制参加とするような表現は好ましくありません。

また、「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、加入を拒否することについて、社会通念上、又は「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」とする法第260条の2 第8 項の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合を指し、実際の運用上は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第9条 会員が次の各号の1つに該当するときは、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人から別に定める退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

解説

転出、死亡等の場合の取り扱いについて規定しておくことが適当です。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 ●人

(2) 副会長 ●人

(3) 会計 ●人

(4) 組長 ●人

(5) 監事 ●人

解説【必須事項】

代表者（区長、会長）に関する事項は必須事項です。

地縁団体には、代表者を1人必ず選出しなければなりません。（法第260条の5）

また、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができます。

（法第260条の11）

法令で規定する役員は、代表者と監事のみですが、不慮の事故などに備えて副会長などを置くとともに、会計なども置くことが適当です。

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、会計及び組長は、相互に兼ねることはできない。

解説

役員の選出は総会で行うことが適当です。

監事は職務の性質上、役員と兼務することは適当ではありません。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、会計及び組長の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前項の報告をするため、必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。

5 各組長は、本会の運営及び事業の実施について協議し、推進する。

解説

それぞれの役員の職務について規定しておくことが適当です。

地縁団体の代表権は、代表者1人に帰属するものとされていますので、代表者が不在となった場合の副会長などによる職務代行は、法律行為に及ばないため、直ちに後任の代表者を選任する必要があります。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

(1) 会長 ●年

(2) 副会長 ●年

(3) 会計 ●年

(4) 組長 ●年

(5) 監事 ●年

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

解説

役員の任期について、法令上の制限はありません。団体における事務執行上支障のないように設けることが適当です。

第4章 総会

解説【必須事項】

会議に関する事項は、必須事項です。

（総会の種類）

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

解説

通常総会は、少なくとも年に1回開催しなければなりません。（法第260条の13）
臨時総会は、必要に応じていつでも開催できます。（法第260条の14第1項）

（総会の構成）

第15条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の機能）

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を協議する。

解説

地縁団体の運営は、規約で役員に委任したものを除き、原則すべて総会の決議によって行われなければなりません。（法第260条の16）

（総会の開催）

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後、2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1つに該当するときに開催する。

- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）会員の5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- （3）第12条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

解説

通常総会は、財産目録の承認を得るために事業年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

臨時総会は、全会員の5分の1以上から開催の請求があったときは開催しなければなりません。ただし、規約において「5分の1」としないこともできます。

（法第260条の14第2項）

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

解説

総会の招集は、総会開催の日の少なくとも5日前に、その総会の目的である事項を示したうえで、規約に定める方法に従って行われなければなりません。(法第260条の15)

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

解説

総会の議長は、表決権を行使することになるため、会員の中から選出する必要があります。

※「議長は、代表者(自治会長)がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

解説

総会の定足数や議決に要する会員数について、自治法では特に定めていません。「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」とする法第260条の2第8項の規定の趣旨からも、このように定めることが適当です。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) ○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○
- (4) ○○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○○
- (6) ○○○○○○○○

- 【例】
- (1) 事業報告の承認
 - (2) 会計決算の承認
 - (3) 資産管理報告の承認
 - (4) 事業計画の承認
 - (5) 予算の承認
 - (6) 役員の選出

解説

法第260条の18第1項において、「構成員の表決権は平等とする」と規定されていることから、このように定める必要があります。

ただし、従来の自治会等においては、一世帯一票の表決権とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、第22条第2項の規定（特定事項について世帯の表決権を一票とすること）を設けることは可能ですが、この場合にも、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において認められ、合理的である事項に限られるものです。

したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないとされています。（実際の運用では、世帯のうち1名を代表者として、残りの会員は表決権を委任することとする必要があります。）

「重要事項以外の事項は、各戸の世帯主の表決によって決する」などと、世帯内の会員の表決権をはく奪するかのような規定は認められません。）

（総会の書面表決等）

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委託することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

解説

総会に出席できない会員は、書面又は電磁的方法（電子メールによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等の保存媒体に記録して交付する方法等）又は代理人（表決権は構成員1名に対して1票有しているが、世帯主や他の会員に表決を委任することが可能）によって表決ができます。

（法第260条の18第2項）

ただし、規約に別段の定めがある場合は、規約に基づきます。

（法第260条の18第3項）

書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員は総会の定足数、議決に必要な会員数にこれに含めます。このように定めることで、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し、議決を行うことが可能となります。

(総会の議事録)

第24条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員の現在数及び出席者数。(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

解説

会議が有効に成立し、かつ有効に決議されたことを証するため、このように議事録の作成について定めておくことが適当です。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

解説

地縁団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々開催することは実際には困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項を決定することが団体の運営上適当と考えられます。

(役員会の機能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に附議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に役員会

を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

ただし、会長が緊急に開催する必要があると認める場合にはこの限りではない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条、第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

解説【必須事項】

資産に関する事項は必須事項です。

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産。
- (2) 会費。
- (3) 活動に伴う収入。
- (4) 資産から生ずる果実。
- (5) その他の収入。

解説

地縁団体が法人格を取得する目的の一つは、不動産などの資産を団体名義で保有することですから、規約において流動資産、固定資産と問わずすべての資産（負債は含みません）の構成を定めておく必要があります。

なお、財産目録は、地縁団体としての認可を受けるとき及び毎年（毎年度）3か月以内に作成し、主たる事務所に備え付けておかねばなりません。

(法第260条の4)

(資産の管理)

第31条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

解説

重要な資産の処分などは、このように総会の議決を得なければ処分できないこととする必要があります。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 年度開始後に、予算が総会において議決されていないときは、会長は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を作成し、監事の監査を受けて毎会計年度終了後、2か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かついなべ市長の認可を受けなければ変更することができない。

解説

規約の変更は、総会の議決事項であり、総会員の4分の3以上の同意がなければ行えません。ただし、規約において別段の定めがあるときは、規約に基づいて行うこととなります。(法第260条の3第1項)

また、変更後の規約は市長の認可を受けなければ効力を生じません。(法第260条の3 第2項)

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

解説

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。(法第260条の20)

①規約で定めた解散事由の発生

②破産手続開始の決定

③認可の取消し

④総会の決議

⑤構成員が欠けたこと(構成員の多数が脱退し、「相当数」を満たさなくなった場合)

また、解散の決議の場合は、総会員の4分の3以上の賛成がなければなりません。ただし、規約で別段の定めがある場合は規約に基づきます。

(法第260条の21)

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、地方公共団体、又は本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

解説

会員名簿については、変更の都度訂正し、事務所に備え付けておく必要があります。(法第260条の4 第2項)

(委任)

第41条 この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則（令和●●年●●月●●日）←設立総会開催日

- 1 この規約は、認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 3 6 条の規定にかかわらず認可のあった日から令和●●年 1 2 月 3 1 日までとする。

第 3 条別表

●●●自治会の区域

大 字 名	範 囲
■ ■ ■ ■	● ● ● ● 番地～● ● ● ● 番地
△ △ △ △	● ● ● ● 番地～● ● ● ● 番地

●●●自治会設立総会議事録

令和●●年●●月●●日（●）、午前●●時●●分から●●●自治会館において設立総会を開催した。

1. 会 員 総 数 ●●名
2. 出 席 者 数 ●●名
 うち書面決議書 ●●名
 うち委 任 状 ●●名
3. 欠 席 者 ●●名

副自治会長 只今から・・・自治会の設立総会を開催いたします。
 それでは、自治会長よりごあいさつ及び趣旨説明をお願いいたします。

自治会長 自治会長あいさつ、趣旨説明

副自治会長 次に議長を選出したいのですが、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

（執行部一任の声あり）

副自治会長 それでは、●● ●●さんに議長をお願いしますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

副自治会長 それでは、●● ●●さんに議長をお願いします。

議 長 あいさつ

議 長 総会書記及び議事録署名者の選出についてどのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

（議長一任の声あり）

議 長 それでは、書記に、●● ●●さん、議事録署名者に、●● ●●さんと、●● ●●さんをお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、書記に、●● ●●さん、議事録署名者に、●● ●●さんと、●● ●●さんをお願いいたします。

議 長 それでは、議事を進行させていただきます。

議 長 議案第1号「法人格を得るための認可申請について」を議案といたします。自治会長より説明してください。

(自治会長説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。
それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第1号は、原案どおり承認されました。

議 長 つづきまして、議案第2号「規約の制定について」を議案といたします。自治会長より説明してください。

(自治会長説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。

議 長 それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数と認め議案第2号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第3号「保有資産（保有予定資産）の議決について」を議案といたします。自治会長より説明してください。

(自治会長説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。
それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第3号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第4号「会費の額及び徴収方法、時期の議決について」
を議案といたします。自治会長より説明してください。

(自治会長説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。
それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第4号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第5号「令和●●年度事業計画の議決について」と議案第6
号「令和●●年度収支予算の議決について」を一括提起といたします。自治会長も
しくは会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。

議 長 それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第5号、第6号は、原案どおり可決されました。

議 長 つづきまして、議案第7号「令和●●年度支出予算中の流用の議決について」
を議案といたします。会計より説明してください。

(会計説明)

議 長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。
それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第7号は、原案どおり可決されました。

議長 つづきまして、議案第 8 号「役員の選任について」を議案といたします。自治会長より説明してください。

(自治会長説明)

議長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。
それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第 8 号は、原案どおり可決されました。

議長 つづきまして、議案第 9 号「認可申請代表者の選出について」を議案といたします。副自治会長より説明してください。

(副自治会長説明)

議長 只今の説明につきまして何か質問はありませんか。
それでは質問がないようですので、採決いたします。
原案どおり決定することについて承認されるかたの挙手を求めます。
挙手多数と認め議案第 9 号は、原案どおり可決されました。

以上をもって総会すべてを終了したので、議長は閉会を宣言、会長があいさつを述べ、午前●●時●●分に散会した。

上記の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者がここに記名捺印する。

令和 年 月 日

議長 (自署もしくは記名押印)

議事録署名者 (自署もしくは記名押印)

議事録署名者 (自署もしくは記名押印)

●●●自治会構成員名簿

番号	氏 名	住所（いなべ市●●町■■ 番地）	組 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

※自治会区域に住所を有する個人の過半数以上の名簿が必要。

入会申し込みを取る際、会員に認可地縁団体の制度の周知を十分に行ってください。

*また、名簿は認可地縁団体申請時の構成員名簿以外には使用しない旨を十分周知してください。

〇〇自治会 入会申込書

年 月 日

地縁による団体「〇〇自治会」の認可申請にあたり、〇〇自治会の目的に賛同し、ここに入会の意思を明らかにします。

入 会 者 氏 名	住 所

保有資産目録

_____自治会
令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積 (㎡)	所 在 地 (いなべ市)	付記 (名義)

イ 土地

地 目	面積 (㎡)	所 在 地 (いなべ市)	付記 (名義)

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地 (いなべ市)	付記 (名義)

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

※権原とは不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。

(地上権、永久小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権をいう)

保有予定資産目録

_____自治会
令和 ____年 ____月 ____日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

※権原とは不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。

(地上権、永久小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権をいう)

承 諾 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可申請にあたり、
令和 年 月 日の総会議決にしたがい 自治会の代表者となることを承
諾します。

令和 年 月 日

住 所 いなべ市 町 番地

氏 名

認可地縁団体印鑑登録申請書			
令和 年 月 日			
いなべ市長 様			
登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地		いなべ市 町 番地
	(資格) 氏名	(代表者)	生年月日 年 月 日
	住所		
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。			
申請者 ☐ 本人 住所 ☐ 代理人 氏名			
(注意事項)			
1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。			
2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。			
3 氏名の次には本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。			
4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。			

記入例

様式第1号（第2条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和 年 月 日

いなべ市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑		認可地縁団体の名称		●●●自治会		
		認可地縁団体の主たる 事務所の所在地		いなべ市●●町■■■番地		
		(資格) 氏名	(代表者) ●● ●●	生年月日	●●年●●月●●日	
		住所	いなべ市●●町■■■番地			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☒ 本人 住所 いなべ市●●町■■■番地
☐ 代理人 氏名 ●● ●●

（注意事項）

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしていている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 氏名の次には本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

認可地縁団体印鑑登録原票

認可地縁団体 登録印影	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地		いなべ市 町 番地		
	認可地縁団体の の認可年月日		年 月 日		
	(資格) 氏名	(代表者)	生年月日	年 月 日	
登録番号 登録年月日 令和 年 月 日 削除年月日 	住所	いなべ市 町 番地			
	資格者の 印影		資格者の 登録番号		
			登 録 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 令和	
	登 録 事 項 修 正	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			

記入例

様式第2号（第3条関係）

認可地縁団体印鑑登録原票

認可地縁団体 登録印影		認可地縁団体の名称		●●●自治会	
印		認可地縁団体の主たる 事務所の所在地		いなべ市●●町■■■番地	
		認可地縁団体の 認可年月日		●●年●●月●●日	
		(資格) 氏名	(代表者) ●● ●●	生年月日	●●年●●月●●日
登録番号	住所				
代表者の 実印		住所		いなべ市●●町■■■番地	
登録年月日	資格者の 印影	資格者の 登録番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9		
平成 年 月 日		登録 年月日	昭和 平成 ●●年●●月●●日 令和		
削除年月日	登録 事項 修正	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	代表者の印鑑登録年月日が 不明の場合はお調べします。		

様式第 3 号（第 4 条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

いなべ市長 様

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地		いなべ市 町 番地	
	(資格) 氏 名	(代表者)	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

記入例

様式第3号（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

いなべ市長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称

●●●自治会

認可地縁団体の主たる
事務所の所在地

いなべ市●●町■■■番地

(資格)
氏名

(代表者)

●● ●●

生年月日

年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者 ☒ 本人

住所 いなべ市●●町■■■番地

☐ 代理人

氏名 ●● ●●

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

令和 年 月 日

いなべ市長 様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる 事務所の所在地		いなべ市 町 番地	
	(資格) 氏 名	(代表者)	生 年 月 日	年 月 日

廃止理由

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☐本人 住所
☐代理人 氏名

- (注意事項)
- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
 - 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、本市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
 - 3 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

令和 年 月 日

いなべ市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由

記入例①（自治会長交代）

令和 年 月 日

いなべ市長

様

この書類を提出する日が、下記の2（変更の年月日）よりも前なら、代表者は前自治会長。後なら新しい自治会長が届け出る。

地縁による団体の名称及び所在地

名 称 ●●●自治会

所在地 いなべ市●●番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ●● ●●

住 所 いなべ市●●町■■番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

（例）代表者の住所及び氏名の変更

（変更前） 住 所 いなべ市●●町■■番地

氏 名 ●● ●●

（変更後） 住 所 いなべ市●●町■■番地

氏 名 ●● ●●

2 変更の年月日

令和●●年●●月●●日

3 変更の理由

任期満了による代表者の変更

※ 添付書類（新しい自治会長の氏名が記載された書類）

総会議事録の写し又は総会議事録（抜粋）

記入例②（区域の変更）

令和 年 月 日

いなべ市長 日 沖 靖 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ●●●自治会

所在地 いなべ市●●町■■■ 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ●● ●●

住 所 いなべ市●●町■■■ 番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

（例）区域の変更

（変更前） いなべ市●●町■■■ 番地から▲▲番地

（変更後） いなべ市●●町■■■ 番地から▲▲番地、△△番地

※別紙として新旧対照表を添付しても良い。

2 変更の年月日

令和 年 月 日

※規約変更を市長が認可した日となるので空欄で良い。

3 変更の理由

自治会区域を変更したため

※ 添付書類（区域変更の議決が記載された書類）

総会議事録の写し又は総会議事録（抜粋）

●●●自治会総会議事録（抜粋）

1. 開会の日時及び場所 令和 年 月 日 時～ 時

2. 会員総数 名

3. 出席者

出席者 名、委任状 名、欠席者 名

4. 議事の経過

以上議事の経過を明確にし、議事録を作成し署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

※この様式以外に総会議事録の原本の写しでも構いません。

記入例

●●●自治会総会議事録（抜粋）

1 開会の日時及び場所 令和●●年●●月●●日 午前△△時～■時
●●●自治会館

2 会員総数 △△△名

3 出席者

出席者△△△名、委任状△△△名、欠席者△△△名

4 議事の経過（役員変更の場合の記載例）

・・・・・・・・・・省 略・・・・・・・・・・

議長 議案第△△号役員の選任について

（選挙又は推薦等総会における決議の状況を記述する。）

〔例〕役員選考委員会より選考経過の報告と新役員名簿の提案があり、拍手多数により承認。

議長 議事第△△号役員の選任について自治会長○○○○君、
自治副会長○○○○君、会計○○○○君が選任されました。

・・・・・・・・・・省 略・・・・・・・・・・

以上議事の経過を明確にし、議事録を作成し署名する。

令和●●年●●月●●日

議長 ○○ ○○ （自書もしくは記名押印）

議事録署名者 ○○ ○○ （自書もしくは記名押印）

議事録署名者 ○○ ○○ （自書もしくは記名押印）

※この様式以外に総会議事録の原本の写しでも構いません。

令和 年 月 日

いなべ市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

(自書もしくは記名押印)

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及び理由

団体の名称

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	

記入例

令和 年 月 日

いなべ市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ●●●自治会

所在地 いなべ市●●町■■ 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ●● ●● (自書もしくは記名押印)

住 所 いなべ市●●町■■ 番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

別添書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

総会議事録の写し又は総会議事録（抜粋）

記入例

規約変更の内容及び理由

団体の名称 ●●●自治会

変更前の内容	●●●自治会規約第●●条別表 ●●●自治会の区域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">大字名</th><th style="width: 85%;">範 囲</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇〇</td><td>いなべ市●●町■ ■ 番地から△△番地</td></tr> </table>	大字名	範 囲	〇〇〇	いなべ市●●町■ ■ 番地から△△番地
大字名	範 囲				
〇〇〇	いなべ市●●町■ ■ 番地から△△番地				
変更後の内容	●●●自治会規約第●●条別表 ●●●自治会の区域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">大字名</th><th style="width: 85%;">範 囲</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇〇</td><td> いなべ市●●町■ ■ 番地から△△番地 いなべ市●●町〇〇 番地から▲▲番地 </td></tr> </table>	大字名	範 囲	〇〇〇	いなべ市●●町■ ■ 番地から△△番地 いなべ市●●町〇〇 番地から▲▲番地
大字名	範 囲				
〇〇〇	いなべ市●●町■ ■ 番地から△△番地 いなべ市●●町〇〇 番地から▲▲番地				
変更理由	自治会区域を変更したため				

●●●自治会総会議事録（抜粋）

1. 開会の日時及び場所 令和 年 月 日 時～ 時

2. 会員総数 名

3. 出席者

出席者 名、委任状 名、欠席者 名

4. 議事の経過

以上議事の経過を明確にし、議事録を作成し署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

※この様式以外に議事録の原本の写しでも構いません。

記入例

●●●自治会総会議事録（抜粋）

1 開会の日時及び場所 令和●●年●●月●●日 午前△△時～■■時
●●●自治会館

2 会員総数 △△△名

3 出席者

出席者△△△名、委任状△△△名、欠席者△△△名

4 議事の経過（役員変更の場合の記載例）

・・・・・・・・・・省 略・・・・・・・・・・

議長 議事第△△号●●●自治会規約の一部改正について

（総会における決議の状況を記述する。）

〔例〕事務局から●●●自治会規約第●条の区域について、「大字●●●〇〇番地から〇〇番地まで」を、「大字●●●〇〇番地から〇〇番地まで、大字●●●〇〇番地から〇〇番地」に変更する旨提案があり、拍手多数により承認。

議長 議事第△△号●●●自治会規約の一部改正については、●●●自治会の区域「大字●●●〇〇番地から〇〇番地まで」は、「大字●●●〇〇番地から〇〇番地まで、大字●●●〇〇番地から〇〇番地まで」に改正されました。

・・・・・・・・・・省 略・・・・・・・・・・

以上議事の経過を明確にし、議事録を作成し署名する。

令和●●年●●月●●日

議長 ○○○○（自書もしくは記名押印）

議事録署名者 ○○○○（自書もしくは記名押印）

議事録署名者 ○○○○（自書もしくは記名押印）

※この様式以外に議事録の原本の写しでも構いません。

令和 年 月 日

いなべ市長

あて

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

地縁による団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記のとおり認可告示事項証明書の交付を請求します。

記

1. 請求に係る地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

・団 体 の 名 称 _____

・主たる事務所の所在地 _____

2. 証 明 書 申 請 部 数 _____ 部

3. 使 用 目 的 _____

記入例

令和 年 月 日

いなべ市長

あて

申請者

住 所 いなべ市●●町■■ 番地

氏 名 ●● ●●

地縁による団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記のとおり認可告示事項証明書の交付を請求します。

記

1. 請求に係る地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

・団 体 の 名 称 ●●●自治会

・主たる事務所の所在地 いなべ市●●町■■ 番地

2. 証 明 書 申 請 部 数 1 部

3. 使 用 目 的 金融機関の通帳の名義変更

設立総会議案書ほか

総会順序

設立趣旨

議案 1 号：法人格を得るための認可申請について

議案 2 号：規約の制定について

議案 3 号：保有資産（保有予定資産）の議決について

議案 4 号：会費の額及び徴収方法、時期の議決について

議案 5 号：令和●●年度事業計画の議決について

議案 6 号：令和●●年度収支予算の議決について

議案 7 号：令和●●年度支出予算中の流用の議決について

議案 8 号：役員の選任について

議案 9 号：認可申請代表者の選出について

自治会事業計画

設立総会召集通知書

委任状

「●●●自治会」 設立総会議案書

と き 令和●●年●●月●●日

ところ ●●●自治会館

総 会 順 序

1. 開 会
2. 自治会長あいさつ及び趣旨説明
3. 議長選出
4. 総会書記及び議事録署名者選出
5. 付議事項

議案第1号 法人格を得るための認可申請について

議案第2号 規約の制定について

議案第3号 保有資産（保有予定資産）の議決について

議案第4号 会費の額及び徴収方法、時期の議決について

議案第5号 令和●●年度事業計画の議決について

議案第6号 令和●●年度収支予算の議決について

議案第7号 令和●●年度支出予算中の流用の議決について

議案第8号 役員の選任について

議案第9号 認可申請代表者の選出について

6. 会長あいさつ
7. 閉 会

設 立 趣 旨

地縁による団体（法人格）の設立については、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき自治会の共同活動のため不動産に関する権利を保有し、地区住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うため、認可を受けようとするものです。皆様には設立趣旨をご理解いただきご審議をお願いいたします。

地方自治法第 260 条の2第1項 抜粋

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

議案第 1 号

法人格を得るための認可申請について

現有自治会を地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する団体として、
認可申請することについて承認を求める。

令和●●年●●月●●日提出
令和●●年 月 日 決
●●●自治会長●● ●●

議案第 2 号

規約の制定について

●●●自治会の規約を別紙のとおり制定することにつき、議決を求める。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第 3 号

保有資産（保有予定資産）の議決について

●●●自治会の保有する（保有を予定する）資産を別紙のとおり提出し
議決を求める。

記

1. 不動産

（1）建 物

別紙資産目録のとおり

（2）土 地

別紙資産目録のとおり

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第 4 号

会費の額及び徴収方法、時期の議決について

●●●自治会の会費の額及び徴収方法、徴収時期を下記のとおり提出し、議決を求める。

記

1. 通常会費 1 世帯当り 年間●●●●円

2. 特別会費 1 世帯当り ●●●●円

3. 徴収方法

(1) 会費納入通知書により口座振替をもって徴収

(2) 会費納入通知書により現金納付をもって徴収

4. 徴収時期

通常会費は年●回とし、●月、●月の●期に分けて徴収する。

特別会費については、●●●自治会事業等に要する会費とし、事業を行う前に徴収する。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第 5 号

令和●●年度事業計画の議決について

令和●●年度●●●自治会の事業計画を別紙のとおり提出し、議決を
求める。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第 6 号

令和●●年度収支予算の議決について

令和●●年度●●●自治会収支予算を別紙のとおり提出し、議決を求めらる。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第 7 号

令和●●年度支出予算中の流用の議決について

令和●●年度●●●自治会支出予算中の流用について下記のとおり定めることにつき議決を求める。

記

1. 支出予算中各項において不足を生じたときは、会長において款内流用することができるものとする。

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第 8 号

役員の選任について

規約第●●条の規定による役員は、下記の者を役員として選任することにつき承認を求める。

記

役 職	住 所 (いなべ市●●町)	氏 名
会 長	■■ 番地	●● ●●
副 会 長	■■ 番地	●● ●●
会 計	■■ 番地	●● ●●
● 組 組 長	■■ 番地	●● ●●
● 組 組 長	■■ 番地	●● ●●
● 組 組 長	■■ 番地	●● ●●
● 組 組 長	■■ 番地	●● ●●
● 組 組 長	■■ 番地	●● ●●
● 組 組 長	■■ 番地	●● ●●
監 事	■■ 番地	●● ●●
監 事	■■ 番地	●● ●●

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

議案第9号

認可申請代表者の選出について

●●●自治会を認可申請するについて、下記の者を申請者の代表とする
ることにつき承認を求める。

記

1. 住 所 いなべ市●●町■ ■ 番地

2. 氏 名 ●● ●●

令和●●年●●月●●日提出

令和●●年 月 日 決

●●●自治会長●● ●●

令和●●年度●●●自治会事業計画

月	活動行事等	会 議 等	式 典 等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			

令和 年 月 日

様

●●●自治会長 ●●●●

「●●●自治会」設立総会召集通知書

地方自治法の規定により、自治会を法人化することによって自治会が不動産又は不動産に関する権利等を保有することができます。

つきましては、現自治会を法人化するための認可申請を行うにあたって設立総会を下記により開催させていただくことになりましたのでご通知申し上げます。

なお、当日の総会は皆様にご出席をお願いしますが、万一、出席できない場合は、委任状により代理人の出席をお願いいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 () 午前 時 分

2. 場 所 ●●●自治会館

委 任 状

私こと、この度 ●●●● を代理人と定め、令和●●年●●月●●日の
の設立総会における議決権の行使について一切の権限を委任します。

令和●●年●●月●●日

●●●自治会長 様

住所 いなべ市●●町■ ■ 番地

氏名 ●● ●● (自書)

不動産登記の特例制度

申請書様式：所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

申出書様式：申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

申請書様式(第二十二條の二関係)

年 月 日

いなべ市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38 第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

年 月 日

いなべ市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260 条の38 第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容(異議を述べる理由等)

(別添書類)

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の市町村長が必要と認める書類()

(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。